

丹波市
水道施設の災害に伴う応援協定書

丹波市

<受注者名>

水道施設の災害に伴う応援協定書

丹波市（以下「市」という。）と、＜受注者名＞（以下「受注者」という。）は、市の水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により損傷を受けた場合、その給水機能を早期に回復するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 市は、災害により損傷した給水機能を早期に回復するため、受注者の応援が必要と認める場合は、受注者に対して、様式1の応援要請書により、次の事項を明らかにして要請するものとする。

ただし、書面により要請する時間がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

- （1）災害の発生状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、市が受注者に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）需要者対応及び災害情報の受付・発信
- （2）応急給水作業における補助及び支援
- （3）水道施設応急復旧活動補助及び支援

（協力）

第3条 受注者は、市から第1条の規定により応援要請があった場合は、特別の理由がない限り、従事者を派遣するものとする。

（報告）

第4条 受注者は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の応援報告書により、速やかに書面を提出するものとする。ただし、書面により報告する時間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）応援に従事した人員
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間
- （4）その他必要な事項

（事故等）

第5条 受注者は、従事者の派遣に際し、事故が発生した場合は、市に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条で規定する業務により生じた損害の負担は、市と受注者とは協議して定めるものとする。

(連絡責任)

第7条 この協定に関して、あらかじめ市と受注者とは連絡担当者を定め、災害が発生した際には、速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、令和7年4月1日から効力を有するものとし、令和12年3月31日をもって、その効力を失うものとする。

(適用)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、市と受注者とは協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
兵庫県丹波市
丹波市長

<受注者>

様式 1 (第 1 条関係)

応援要請書

- 1 災害の発生状況及び業務内容

- 2 応援を必要とする人員

- 3 応援を必要とする日時、場所及び期間
 - (1) 応援希望日時

 - (2) 応援先

 - (3) 応援期間

- 4 その他必要な事項

年 月 日

<受注者>

(連絡担当者 様 様)

兵庫県丹波市長
(連絡担当者)

様式2（第4条関係）

応援報告書

1 応援に従事した人員

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間（日時）

4 その他必要な事項

年 月 日

兵庫県丹波市長 様
(連絡担当者 様)

<受注者>
様
(連絡担当者)